

マネジメントシステム認証機関 各位

公益財団法人 日本適合性認定協会  
認定センター

## ISO/IEC TS 17021-3:2013 発行に伴うマネジメントシステム認定移行審査要領

### 1. 適用範囲

本文書は、公益財団法人日本適合性認定協会(以下、「本協会」という)からマネジメントシステム認証に関する認定を受け、認定範囲に品質マネジメントシステムを含む認証機関(以下、「認証機関」という)に対して、ISO/IEC 17021:2011 に基づく認定から、ISO/IEC 17021:2011 及び ISO/IEC TS 17021-3:2013(以下、「新基準」という)に基づく認定に移行するために行う審査(以下、「移行審査」という)に適用する。

### 2. 関係文書

#### 2.1 引用文書

次に掲げる手順は、別途定める場合を除き、変更することなく適用する。

JAB MS200 マネジメントシステム認証機関の認定の手順

#### 2.2 移行審査の基準

次に掲げる基準を、認証機関の移行審査及び関連する認定活動に適用する。

JAB MS100-3:2013 第 1 版 マネジメントシステム認証機関に対する認定の補足基準  
品質マネジメントシステム

注：ISO/IEC TS 17021-3 を変更することなく採用

#### 2.3 参考文書

Resolution adopted at the IAF 27th General Assembly 23rd and 25th October 2013  
IAF Resolution 2013-12 (Agenda Item8) Endorsement of ISO/IEC TS  
17021-3:2013

### 3. 移行の手順

認証機関は、次の要領で、移行審査を受けなければならない。

#### 3.1 移行期限

移行期限は、2015 年 5 月 1 日とする。

既存の ISO/IEC 17021:2011 に基づく認定からの継続性を確保するためには、2015 年 5 月 1 日までに、ISO/IEC 17021:2011 及び新基準に基づく認定の決定が行われていなければならない。

2015 年 5 月 2 日以降は、ISO/IEC 17021:2011 のみに基づく品質マネジメントシステムに係る認定は無効となる。

### 3.2 移行審査の時期

各認証機関の 2014 年 1 月 1 日以降に事務所審査を実施する最初のサーベイランス / 更新審査において行う。ただし、認証機関が希望する場合、本協会との合意により、単独(臨時審査)で移行審査を行うこともできる。後者の実施を希望する認証機関は移行審査(事務所審査)を希望する時期を、2013 年 12 月 13 日(金)までに本協会に通知する。

連絡先は次のとおり

**公益財団法人 日本適合性認定協会 認定センター 認定業務グループ**

**E-mail:nintei@jab.or.jp**

### 3.3 移行審査

#### 3.3.1 審査

本協会は事務所審査で新基準への対応及び運用状況を確認する。

#### 3.3.2 事務所審査

事務所審査は、JAB MS200 の 7.3 による。

#### 3.3.3 移行審査報告

移行審査報告は、JAB MS200 の 8 による。

#### 3.3.4 不適合

認定基準に新基準を含む認定が授与されるに先立ち、すべての不適合は解決されていなければならない。

#### 3.3.5 認定証に関する決定及び認定の授与

認定の移行に関する決定は、認定委員会が移行審査の結果に基づいて行う。本協会は、認定委員会の決定を認証機関に通知し、認定証の改訂を行う。

#### 3.3.6 標準審査工数

移行審査にかかる工数は、標準的に次のとおり。

移行審査の時期	書類調査	事務所審査
臨時審査	0.5 人日	1.0 人日

注 1：サーベイランス / 更新審査では、工数の追加なし。

注 2：内容によっては、事務所審査の工数を増加させることがある。

## 4. 品質マネジメントシステム認定を申請する認証機関

2014 年 1 月 1 日以降の品質マネジメントシステムに係る認定申請(初回及びプログラム拡大)の受付は、ISO/IEC 17021:2011 及び新基準に基づくものとする。

以上